# 「第3期日田市男女共同参画基本計画」について(概要)

### 1. 計画の目的・位置づけ・期間

本市では、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年に「日田市男女 共同参画推進条例」を制定し、様々な施策を推進しています。平成 23 年には「第2期日田市男女共同参画 基本計画(以下「基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を実施してきました。

令和2年度で第2期基本計画期間が終了することから、令和3年度から令和12年度までの10年間を期間とする「第3期日田市男女共同参画基本計画」を策定しました。。

基本計画は、日田市男女共同推進条例第9条に基づく男女共同参画施策を実施するための基本的な計画です。また、男女共同参画社会基本法に定める国の「男女共同参画基本計画」及び大分県の「おおいた男女共同参画プラン」を勘案し、さらに本市の総合計画との整合性を保ちながら、本市における男女共同参画社会の形成を図るための計画です。

## 2. 内 容

## 第1章 第3期日田市男女共同参画基本計画策定にあたって 第2章 第3期日田市男女共同参画基本計画の概要

- 1. 計画の理念
- 2. 計画の基本目標
- 3. 計画の位置づけ
- 4. 計画の期間
- 5. 計画の体系
- 6. 個別施策一覧

### 第一次行動計画

#### 第3章 計画の基本目標と施策の方向

- I. 【地域・社会では】互いの生き方を尊重しあえる環境づくり
- Ⅱ.【家庭では】家族の一員として互いに協力しあう家庭づくり
- Ⅲ.【職場では】個人の能力を発揮して安心して働ける職場づくり
- IV.【教育・学習の場では】男女平等教育・学習の環境づくり

### 第4章 計画推進のための体制

- 1. 推進体制の充実
- 2. 情報の収集と調査
- 3. 計画の進行管理

#### 資料編

- 1. 男女共同参画社会へのあゆみ
- 2. 男女共同参画社会基本法
- 3. 日田市男女共同参画推進条例
- 4. 日田市男女共同参画基本計画推進委員会設置要綱
- 5. 計画の策定経過
- 6. 日田市男女共同参画審議会委員